

第141期 定時株主総会 招集ご通知

日時



2025年3月27日（木曜日）
午前10時（受付開始：午前9時30分）

インターネット等または
書面（郵送）による議決権行使期限

2025年3月26日（水曜日）午後5時5分まで

場所



兵庫県姫路市南駅前町100番
ホテル日航姫路 3階 光琳の間
（末尾の会場ご案内図をご参照ください）

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役8名選任の件
- 第3号議案 監査役1名選任の件
- 第4号議案 取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式報酬額改定の件



株 主 各 位

証券コード 5184

2025年3月6日

神戸市中央区江戸町98番地1

株式会社 **ニチリン**

代表取締役社長 曾我 浩之

第141期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご支援を賜り誠にありがとうございます。

さて、当社第141期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願いします。

【当社ウェブサイト】 <https://www.nichirin.co.jp/>



（上記ウェブサイトアクセスいただき、メニューより「IR情報」「株主総会関連情報」を順に選択いただき、ご確認ください。）

【株主総会資料 掲載ウェブサイト】 <https://d.sokai.jp/5184/teiji/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】
<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「ニチリン」または「コード」に当社証券コード「5184」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を順に選択いただき、ご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット等または書面（郵送）により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、3頁から4頁に記載の「議決権行使についてのご案内」に従い、2025年3月26日（水曜日）午後5時5分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

1 日 時	2025年3月27日（木曜日）午前10時 （受付開始 午前9時30分）
2 場 所	兵庫県姫路市南駅前町100番 ホテル日航姫路 3階 光琳の間 （末尾の会場ご案内図をご参照ください）
3 目的事項	報告事項 1. 第141期（2024年1月1日から2024年12月31日まで） 事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第141期（2024年1月1日から2024年12月31日まで） 計算書類報告の件 決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 取締役8名選任の件 第3号議案 監査役1名選任の件 第4号議案 取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式報酬額改定の件
4 招集にあたっての 決定事項	（1）電子提供措置事項のうち、次の事項につきまは、法令および当社定款に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。なお、監査役および会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。 ① 事業報告の「業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況」 ② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」 ③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」 （2）インターネット等と書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。また、インターネット等による方法で複数回議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。 （3）書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

以 上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、1頁に記載のインターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前および修正後の事項を掲載いたします。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会に ご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

株主総会開催日時

2025年3月27日（木曜日）
午前10時（受付開始:午前9時30分）



インターネット等で議決権 を行使される場合

次頁の案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

2025年3月26日（水曜日）
午後5時5分入力完了分まで



書面（郵送）で議決権を 行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2025年3月26日（水曜日）
午後5時5分到着分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 個

御中

××××年 ×月××日

（複数可）

1. _____

2. _____

3. _____

4. _____

スマートフォン用
議決権行使
ウェブサイト
ログインQRコード

見本

○○○○○○○

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1、3、4号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第2号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を
反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、
反対する候補者の番号を
ご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

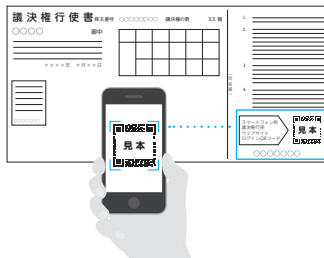
- ・インターネット等と書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。また、インターネット等による方法で複数回議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- ・書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

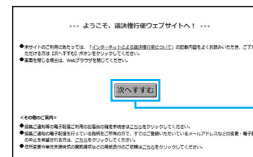
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォンの操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

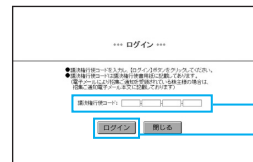
議決権行使
ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」を
クリック

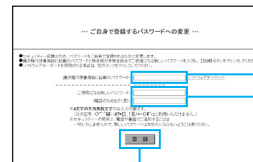
- 2 議決権行使書用紙に記載された
「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」
を入力

「ログイン」を
クリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された
「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」
を入力

実際にご使用になる
新しいパスワードを
設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案

剰余金の処分の件

当社は、将来にわたる株主利益の確保と必要な内部留保を行い、業績も勘案しながら安定した配当を継続して実施することを基本方針としております。また、本方針に加え、株主還元を重要な経営施策の一つとして認識し、配当については、2024年度は連結配当性向38%を目標とし、安定配当と業績動向も総合的に勘案し、その額を決定することとしております。

上記の方針等を勘案した普通配当に創立110周年記念配当を加え、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 株主に対する配当財産の割当に関する事項およびその額	当社普通株式1株につき 金 101円 （普通配当96円、記念配当5円） 総額 1,330,242,114円 （ご参考）中間配当を含めた第141期の年間配当は、1株につき金176円となります。
(2) 剰余金の配当が効力を生じる日	2025年3月28日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

その他の剰余金の処分につきましては、リコール等の製品保証に係るリスクを勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 減少する剰余金の項目およびその額	繰越利益剰余金 200,000,000円
(2) 増加する剰余金の項目およびその額	製品保証準備金 200,000,000円

第2号議案

取締役8名選任の件

取締役8名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役8名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略 歴、地 位、担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所 有 す る 当社株式の数
1	再任 まえだ りゅういち 前田 龍一 (1958年5月11日生)	1981年 4月 当社入社 2003年12月 当社生産本部長 2004年 3月 当社取締役 2006年12月 当社海外本部長 2007年 3月 当社常務取締役 2013年 3月 当社代表取締役 当社常務執行役員 2015年 3月 当社代表取締役社長 当社社長執行役員 2019年10月 蘇州日輪汽車部件有限公司董事長 2023年 3月 当社代表取締役会長[現任] 当社社長執行役員[現任]	33,104株
	選任理由	前田龍一氏は、豊富な経験と幅広い知識を活かし、強いリーダーシップをもって、当社グループの発展とガバナンスの強化に尽力し、企業価値向上に重要な役割を果たしてきました。候補者は当社が定める取締役求められる資質要件を満たしており、特に「企業経営・経営戦略」、「イノベーション」の分野での手腕の発揮を期待しております。また、当社における経営経験および事業に関する豊富な知識と経験を活かし、更なる持続的な企業価値向上に寄与できると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。	
2	再任 そが ひろゆき 曽我 浩之 (1965年4月3日生)	1988年 4月 当社入社 2016年10月 HUTCHINSON NICHIRIN BRAKE HOSES, S.L. (現NICHIRIN SPAIN S.L.U.) CEO 2017年 3月 当社執行役員 2019年 3月 当社取締役 当社上席執行役員 4月 NICHIRIN SPAIN S.L.U.取締役会議長 2021年 3月 当社常務執行役員 2022年 3月 当社代表取締役 2023年 3月 当社代表取締役社長[現任] 当社社長執行役員[現任] 4月 当社生産本部長[現任]	23,290株
	選任理由	曽我浩之氏は、20年を超える海外赴任経験のなかで、子会社の設立や閉鎖など多様で困難なミッションを遂行し、現在は代表取締役社長執行役員として主に製造部門を管轄しております。候補者は当社が定める取締役求められる資質要件を満たしており、特に「企業経営・経営戦略」、「当社グループの更なる企業価値向上に関する取組み」を期待し、業務執行の陣頭指揮とともに監督の両面で適切な役割を果たすことができると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。	

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略 歴、地 位、担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所 有 す る 当社株式の数
3	再 任 なん ば ひろなり 難波 宏成 (1969年1月9日生)	1991年 4月 当社入社 2012年 4月 当社経理部次長 2014年 4月 当社経理部長 2015年 3月 当社財務経理部長 2017年 3月 当社執行役員 2019年 3月 当社上席執行役員 2021年 3月 当社取締役[現任] 当社常務執行役員 2023年 4月 当社管理本部長[現任] 2024年 3月 当社専務執行役員[現任] 当社欧州地域統括[現任] 4月 NICHIRIN SPAIN S.L.U.取締役会議長[現任] (重要な兼職の状況) NICHIRIN SPAIN S.L.U.取締役会議長	16,240株
	選任理由	難波宏成氏は、経理部から北米子会社赴任後、財務・経理の部門長を経験し、現在は専務執行役員として管理本部を管轄しております。候補者は当社が定める取締役求められる資質要件を満たしており、特に当社グループの「決算業務の信頼性向上・早期化」、「財務戦略」を期待し、業務執行の指揮とともに、監督の両面で適切な役割を果たすこと、また、当社の取締役に相応しい経験と能力を有していると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。	
4	再 任 きくもと ひでき 菊元 秀樹 (1965年11月14日生)	1988年 4月 当社入社 2005年 3月 当社神戸営業部次長 2010年 4月 上海日輪汽车配件有限公司総経理 2015年 3月 当社執行役員 当社神戸営業部長 2019年 3月 当社取締役[現任] 当社上席執行役員 2020年 3月 日輪橡塑工業（上海）有限公司董事長 2021年 3月 当社常務執行役員[現任] 2023年 4月 当社営業本部長[現任]	21,850株
	選任理由	菊元秀樹氏は、営業および中国子会社社長を経験し、現在は常務執行役員として営業本部を管轄しております。候補者は当社が定める取締役に求められる資質要件を満たしており、特に国内外の自動車関連・非自動車関連会社に関する豊富な知識を活かし「業容拡大に関する戦略」を期待し、業務執行の指揮とともに監督の両面で適切な役割を果たすこと、また、当社の取締役に相応しい経験と能力を有していると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。	

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略 歴、地 位、担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所 有 す る 当社株式の数
5	再任 えんどう しんいちろう 遠藤 真一郎 (1966年6月11日生)	1989年 4月 当社入社 2006年12月 当社技術部主幹（次長） 2008年12月 当社技術部主幹（部長） 2014年 4月 当社技術部長 2018年 4月 NICHIRIN (THAILAND) CO., LTD. 取締役社長 2022年 6月 PT. NICHIRIN INDONESIA 取締役社長 2023年 4月 当社理事職 2024年 3月 当社取締役[現任] 当社執行役員[現任] 当社技術本部長兼アセアン地域統括[現任]	9,530株
	選任理由	遠藤真一郎氏は、技術部長、海外子会社の社長を経験し、理事職（雇用型役員）として当社の経営に参画し、2024年に取締役に就任いたしました。候補者は当社が定める取締役に求められる資質要件を満たしており、特に当社の主要製品である自動車部品は、EV化をはじめ大きな変革期にあり、この変化に的確に対応する製品開発の推進を期待し、業務執行の指揮とともに監督の両面で適切な役割を果たすこと、また、当社の取締役に相応しい経験と能力を有していると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。	
6	再任 社外 独立 や の すすむ 矢野 進 (1955年4月19日生)	1978年 4月 日本精化株式会社入社 2000年 4月 同社医薬製造部長 2002年11月 同社医薬品工場長 2003年 6月 同社執行役員 生産技術本部副本部長兼高砂工場長 2004年 6月 同社取締役生産技術本部長 2006年 6月 同社代表取締役執行役員社長 2016年 3月 当社取締役[現任] 2020年 6月 日本精化株式会社 代表取締役執行役員会長 2022年 6月 同社取締役会長	一株
	選任理由および 期待される役割の概要	矢野 進氏は、精密化学品・香粧品等の製造販売を行う上場企業の経営者として得た豊富な経験と幅広い知識をもとに、当社の経営全般について助言いただくことで、当社の持続的な企業価値向上に資すること、また、独立した立場から取締役および執行役員の監督を適時、適切に行っていただくことを期待役割とし、引き続き社外取締役候補者といたしました。なお、当社社外取締役としての在任期間は、現任期満了をもって9年であります。	

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略 歴、地 位、担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所 有 す る 当社株式の数
7	再任 社外 独立 すずき かずふみ 鈴木 一史 (1976年2月11日生)	1998年 4月 日商岩井株式会社 (現 双日株式会社) 入社 2005年 7月 Sojitz(Malaysia)Sdn.Bhd.出向 2008年 4月 Sojitz Taiwan Corporation出向 2013年10月 太陽鉱工株式会社入社 開発部部長 2014年 6月 同社取締役開発部長 2015年 6月 同社常務取締役 2017年 6月 同社取締役副社長 2018年 6月 同社代表取締役社長[現任] 2019年 3月 当社取締役[現任] 2021年 6月 日本精化株式会社 監査役[現任] (重要な兼職の状況) 太陽鉱工株式会社 代表取締役社長 日本精化株式会社 社外監査役	一株
	選任理由および 期待される役割の概要	鈴木一史氏は、総合商社における海外経験に加え、合金鉄の製造販売を行う企業の経営者としての豊富な経験と幅広い知識をもとに、当社の経営全般について助言いただくことで、当社の持続的な企業価値向上に資すること、また、独立した立場から取締役および執行役員の監督を適時、適切に行っていただくことを期待役割とし、引き続き社外取締役候補者といたしました。なお、当社社外取締役としての在任期間は、現任期満了をもって6年であります。	
8	再任 社外 独立 きむら みき 木村 美樹 (1979年6月21日生)	2004年10月 最高裁判所司法研修所卒業 弁護士登録 岡田春夫総合法律事務所入所 弁護士[現任] 2012年 2月 ニューヨーク州弁護士登録 2018年 3月 当社監査役 2021年 3月 当社取締役[現任] 2022年 6月 株式会社サンマルクホールディングス 監査役[現任] (重要な兼職の状況) 岡田春夫総合法律事務所所属 弁護士 株式会社サンマルクホールディングス 社外監査役	一株
	選任理由および 期待される役割の概要	木村美樹氏は、過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、弁護士としての高い専門的知識を活かしてグローバル展開を進める当社グループの法的リスク等に関する助言・監督をいただくことで、ガバナンス体制等の強化に資すること、また、ジェンダーを考慮した取締役構成とすることで、これまでの発想とは異なる多様な議論が取締役会でなされることを期待役割とし、引き続き社外取締役候補者といたしました。なお、当社社外取締役としての在任期間は、現任期満了をもって4年であります。	

(注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。なお、当社と木村美樹氏が所属する岡田春夫総合法律事務所とは顧問契約を締結しておりますが、同法律事務所の総収入に占める当社顧問契約料は1%にも満たない額であることから、本顧問契約に特別の利害関係はなく、また、社外取締役としての独立性を阻害するものではないと判断いたしました。

2. 矢野 進氏、鈴木一史氏および木村美樹氏は、社外取締役候補者であります。

3. 木村美樹氏は、過去に当社の非業務執行役員（監査役）であったことがあります。
4. 矢野 進氏、鈴木一史氏および木村美樹氏は、東京証券取引所の定める独立役員として届け出ており、本議案が原案どおり承認可決された場合、引き続き独立役員となる予定であります。
5. 木村美樹氏の戸籍上の氏名は、針谷美樹（はりがい みき）であります。
6. 当社は、矢野 進氏、鈴木一史氏および木村美樹氏との間で、会社法第427条第1項に規定する損害賠償責任を限定する契約を締結しております。本議案が原案どおり承認可決された場合、本契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額といたします。
7. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する下記の役員等賠償責任保険（D＆O保険）契約を締結しており、本議案が原案どおり承認可決された場合、各候補者は当該保険契約の被保険者となります。なお、各候補者の任期途中である2025年7月31日に当該保険契約を同内容で更新する予定であります。
 - ①保険内容：役員が会社の役員として業務につき行った行為（不作為を含む）に起因して保険期間中に損害賠償請求がなされたことにより被る損害（法律上の損害賠償金、訴訟費用）をてん補する。ただし、会社への訴訟、違法行為に関しててん補されない。
 - ②被保険者：当社および子会社の取締役、監査役、執行役員ならびに左記に準じる従業員
 - ③保険料負担：全額会社負担

【ご参考】 取締役候補者のスキル・マトリックス

	取締役候補者が有する専門性・経験									
	企業経営	海外事業 国際経験	モノ造り (生産・品質)	技術 開発 環境 エネルギー	営 業	財 務 会 計	法 務 リスク管理	内部統制 ガバナンス	企業戦略 事業戦略	イノベーション デジタル (I T)
前 田 龍 一	○	○	○	○				○	○	○
曾 我 浩 之	○	○	○		○	○	○	○	○	
難 波 宏 成	○	○				○	○	○		
菊 元 秀 樹	○	○			○				○	○
遠 藤 真 一 郎	○	○	○	○						○
矢 野 進	○								○	
鈴 木 一 史	○								○	
木 村 美 樹		○					○	○		

※上記の一覧表につきましては、各取締役候補者が有するすべての経験・知見を表すものではありません。

第3号議案

監査役1名選任の件

監査役 高畑新一氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いするものがあります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略 歴 、 地 位 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所 有 す る 当社株式の数
再任 社外 独立 たかはた しんいち 高畑 新一 (1969年12月3日生)	1993年 4月 日商岩井株式会社(現 双日株式会社)入社 1999年10月 同社退社 11月 太陽鋳工株式会社入社 2013年 6月 同社退社 鈴木薄荷株式会社入社 顧問 8月 同社取締役総務部長 2015年 8月 同社常務取締役 2017年 6月 太陽鋳工株式会社 社外取締役[現任] 2019年 8月 鈴木薄荷株式会社 代表取締役社長[現任] 2021年 3月 当社監査役 [現任] (重要な兼職の状況) 鈴木薄荷株式会社 代表取締役社長 太陽鋳工株式会社 社外取締役	一株
選任理由	高畑新一氏は、商社、合金鉄の製造販売を行う企業の財務、経理部門で実務を経験後、現在は会社役員として経営に手腕を発揮されております。財務会計に関する知識や会社経営の経験を活かして独立した立場から監査を行っていただけると判断し、引き続き社外監査役候補者といたしました。なお、当社社外監査役としての在任期間は、現任期満了をもって4年であります。	

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 高畑新一氏は、社外監査役候補者であります。
3. 高畑新一氏は、東京証券取引所の定める独立役員として届け出ており、本議案が原案どおり承認可決された場合、引き続き独立役員となる予定であります。
4. 当社は高畑新一氏との間で、会社法第427条第1項に規定する損害賠償責任を限定する契約を締結しております。本議案が原案どおり承認可決された場合、本契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とします。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する下記の役員等賠償責任保険（D＆O保険）契約を締結しており、本議案が原案どおり承認可決された場合、候補者は当該保険契約の被保険者となります。なお、候補者の任期途中である2025年7月31日に当該保険契約を同内容で更新する予定であります。
- ①保険内容：役員が会社の役員として業務につき行った行為（不作為を含む）に起因して保険期間中に損害賠償請求がなされたことにより被る損害（法律上の損害賠償金、訴訟費用）をてん補する。ただし、会社への訴訟、違法行為に関しててん補されない。
- ②被保険者：当社および子会社の取締役、監査役、執行役員ならびに左記に準じる従業員
- ③保険料負担：全額会社負担

第4号議案

取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式報酬額改定の件

当社の取締役の報酬は、2019年3月27日開催の第135期定時株主総会において、金銭報酬の総額を年額3億円以内、この金銭報酬の別枠として、社外取締役を除く取締役の譲渡制限付株式の割当は、毎年50,000株を上限とし、その譲渡制限付株式に関する報酬として支給する報酬債権の総額を年額5,000万円以内として、ご承認いただき現在に至っております。

今般、中長期的企業価値向上を図るインセンティブを更に高めるため、譲渡制限付株式に関する報酬として支給する報酬債権の総額を改定したいと存じます。

なお、現在の取締役は8名（うち社外取締役3名）であり、第2号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役は8名（うち社外取締役3名）となり、支給対象の取締役は5名となります。

本議案は取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針および当社の業績・株価水準等を総合的に勘案しつつ、指名報酬委員会の審議を経て取締役会で決定しており、相当であるものと判断しております。また、本議案をご承認いただいた場合には、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針を後述【ご参考】欄に記載の内容に変更する予定ですが、当社の指名報酬委員会からも、本議案の内容は、変更する予定の当該方針にも沿うもので妥当との意見をいただいております。

1. 改定案

譲渡制限付株式割当のための金銭報酬債権額　：年額1億円以内

※金銭報酬の総額：年額3億円以内および年間に割当てる譲渡制限付株式数：年間50,000株以内については変更ありません。

2. 改定の理由

当社は、役員報酬制度の見直しを実施し、金銭報酬は、従来の年俸制から固定報酬と重要業績評価指標（KPI）を反映した業績連動報酬に変更するとともに株式報酬は、中長期的企業価値向上を図るインセンティブを高めるため、重要業績評価指標（KPI）に業績のほかサステナビリティ指標も勘案して決定することといたしました。これらに加え、役員報酬を構成する固定報酬、業績連動報酬、株式報酬のうち、株式報酬の比率を高めることとしたこと、当初の設計時からは株価が上昇していることを勘案し、増額のご承認をお願いするものであります。

以上

【ご参考】「取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針」

本議案が、原案どおりに承認可決された場合を前提とした変更後の内容は以下のとおりです。

(a) 基本方針

取締役の報酬決定に関する基本方針は、業務執行の監督機能を有効に機能させるための優秀な人材を確保し、二チリンググループの企業価値の維持・向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主との一層の価値共有を進めることとしております。

(b) 取締役の報酬等の水準

取締役の報酬等の水準は、第三者機関による取締役の報酬に関する調査データおよび当社従業員の給与水準等を勘案します。

(c) 取締役の報酬等の構成

- 1) 当社の取締役の報酬は基本報酬、業績連動報酬および株式報酬(譲渡制限付株式の割当てのための報酬)とします。
- 2) 当社の取締役の金銭報酬は、2019年3月27日開催の第135期定時株主総会において、その報酬総額を年額3億円以内としてご承認を得ております。
- 3) 前2)の報酬枠とは別枠として、株式報酬(譲渡制限付株式の割当てのための報酬)を支給することとし、対象取締役に対して支給する金銭報酬の総額は、2025年3月27日開催の第141期定時株主総会において、年額1億円以内、発行または処分される普通株式の総数は年50,000株以内として承認を得ております。
- 4) 社外取締役については、業務に応じた額を固定報酬（本固定報酬は年額3億円の枠内に含む。）として支給します。

(d) 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む）

当社の取締役の基本報酬は基礎的な役務提供に対する対価として、代表権の有無および委嘱された執行役員の役位（以下役位という。）ならびに当社の財務状況を総合的に勘案してその額を決定し、12分割して毎月均等に支払います。

(e) 業績連動報酬等の内容ならびに非金銭報酬の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む）

1)業績連動報酬

業績連動報酬は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高め、また当該事項に対するステークホルダーへのコミットメントを明確にするため、重要業績評価指標（KPI）を反映した業績連動型の現金報酬として12均等分割した額を毎月、月次の基本報酬とあわせて支給します。

業績連動報酬の算定に用いる重要業績評価指標（KPI）は前期の当期純利益（以下連結純利益という。）とします。

上記に加えてサステナビリティの実現に寄与することを目的に、±10%の範囲内でESG指標として複数の外部評価機関による格付け結果を業績連動報酬の算定に反映します。

2)株式報酬(譲渡制限付株式の割当てのための報酬)

株式報酬は中長期的企業価値向上を図るインセンティブとするため、重要業績評価指標（KPI）を反映した業績連動型株式報酬として予め定めた時期に年1回支給します。

株式報酬は連結純利益が5億円以上の場合に支給するものとし、株式報酬の算定に用いる重要業績評価指標（KPI）は前期の連結純利益、5年間の株主総利回り（比較指標：配当込み東証業種別株価指数（ゴム製品））とします。交付する株式報酬には、30年の譲渡制限を付した譲渡制限付株式の制度を用いることで、中長期的な企業価値の向上を図るインセンティブとします。

(f) 報酬の割合

当社の取締役（社外取締役を除く）の種類別の報酬構成比率については、各KPI目標100%達成時の目安として、基本報酬：業績連動報酬：株式報酬＝60：25：15とします。

社外取締役については、固定報酬のみとします。

報酬水準および報酬構成比率は、当社の経営環境、世間の状況その他の事情を勘案し、適宜、指名報酬委員会の答申を踏まえた見直しを行うものとします。

(g) 報酬の決定方法

- 1) 本方針の変更および取締役報酬内規の改定を行う場合は、人事総務部担当役員が発案し、取締役会の決議によって決定します。なお、報酬枠および報酬の種類の変更を伴う場合は、株主総会の決議をもって改定します。
- 2) 取締役の基本報酬および業績連動報酬、株式報酬の額は、取締役報酬内規に基づき人事総務部担当役員が各取締役の個別報酬原案を作成し、基本報酬および業績連動報酬（4月～翌年3月分）については、原則として毎年3月開催の取締役会、株式報酬については、毎年4月開催の取締役会において、その額を決定します。本取締役会決議が最終決定であり、あらためて第三者に額・種類等の決定を一任することはいたしません。
- 3) 取締役会は上記1)および2)の決定プロセスにおいて、適時適切に指名報酬委員会に諮問を行い、その答申を受けるものとします。

以上



(ご参考)

事業報告サマリー

業績ハイライト

売上高

713億56百万円

前期比 1.0%増 ▲

営業利益

91億84百万円

前期比 4.5%減 ▼

経常利益

103億82百万円

前期比 1.6%減 ▼

親会社株主に
帰属する当期純利益

61億71百万円

前期比 4.3%増 ▲

当社の重視する経営指標について

営業利益率

12.9%

前期比 0.7pt減 ▼

ROE

11.4%

前期比 0.7pt減 ▼

配当性向

38.1%

前期比 3.5pt増 ▲

配当について

配当金の推移

150円

176円



第140期

第141期
(当期)

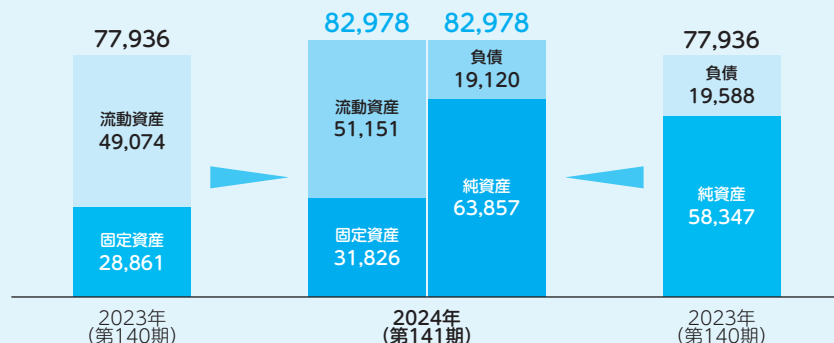


(ご参考)

連結計算書類等サマリー

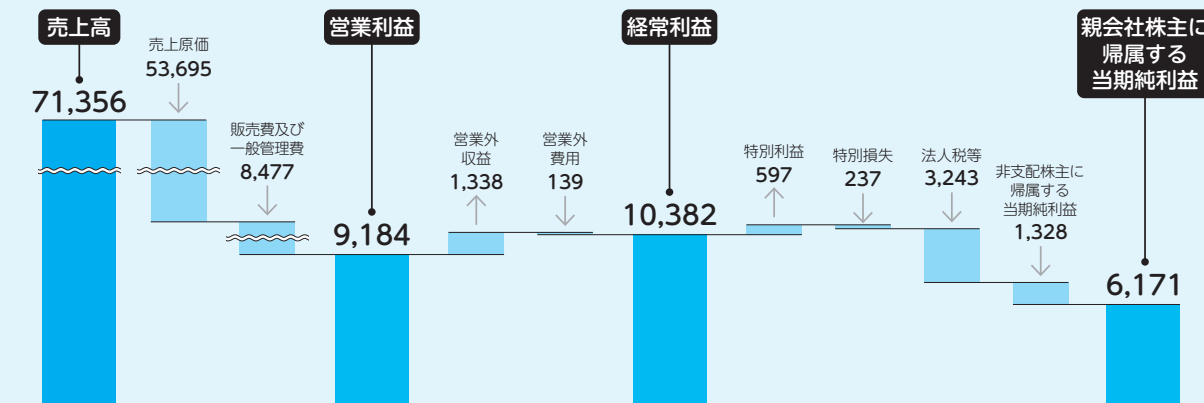
連結貸借対照表 (2024年12月31日現在)

(単位：百万円)



連結損益計算書 (2024年1月1日から2024年12月31日まで)

(単位：百万円)



事業報告 (2024年1月1日から2024年12月31日まで)

1 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度（2024年1月1日～2024年12月31日）における世界経済は、米国経済の底堅い成長が継続する一方、中国経済の減速やウクライナ・中東情勢による景気下振れリスクがある中、主要各国においては、インフレ抑制から金利引下げへ金融政策の転換が進められました。今後については、米国の新政権発足後の政策動向や、欧州の政情不安定化など、依然として先行きは不透明な状況が続いています。

米国においては、個人消費や設備投資の底堅さを背景に景気は堅調に推移し、景気のソフトランディングに向けた金利引下げが進められました。今後、新政権発足後の経済政策、対中政策、安全保障政策、移民政策に注目が集まっており、関税強化による関係国への影響が懸念されています。

欧州においては、ロシアによるウクライナ侵攻に伴うエネルギー価格や賃金の上昇などのインフレが続く中、個人消費が下支えとなり経済は底堅さを維持しました。引き続き地政学的リスクや独仏の政情不安定化、対中関係悪化による懸念は残る一方、個人消費の改善や政策金利の引下げによる緩やかな景気回復が期待されています。

中国においては、長引く不動産不況と厳しい雇用環境を背景に個人消費が低迷し、景気は減速しました。一方で、新興国向けのEV輸出やIT関連需要は増加しましたが、欧米諸国でのサプライチェーンの見直しや追加関税措置による影響もあり、景気は不透明な状況が続いています。加えて、米国新政権の対中政策が経済に与える影響も懸念されています。

アジアにおいては、各国の金融政策によりインフレは落ち着き、個人消費の安定により景気は緩やかな回復基調となりました。また、外需では中国経済減速の影響を受ける一方、欧米諸国におけるサプライチェーン再編の受け皿となることで、半導体などのIT関連需要が回復し、堅調な経済成長が期待されています。

日本経済は、年初に能登半島地震の影響により一部の企業で生産に支障が出たものの、円安やコスト増に対する価格転嫁の進展により企業業績は好調を維持し、また個人消費やインバウンド需要に支えられ景気は緩やかに回復しました。引き続き雇用環境の改善を背景に賃金上昇が続き、個人消費の回復や設備投資の拡大など、景気の堅調な推移が期待されています。

当社グループの主要事業分野である日本自動車業界に関する状況は、次のとおりであります。

自動車の生産販売は、国内では年初の能登半島地震や大手メーカーの認証不正問題による出荷停止の影響、海外では中国市場での販売低迷の影響を受け、生産販売は前期に比べて低調に推移しました。EVへの対応については、欧米諸国での補助金廃止やHVを含めた環境対応車への見直しの動きもあり、各国の政策動向や消費者ニーズ

への柔軟な対応が課題となっています。

この結果、当連結会計年度における国内乗用車メーカー8社の国内四輪車販売台数は、前年比7.8%減の403万台、四輪車輸出台数は、前年比4.3%減の399万台となり、国内四輪車生産台数は、前年比8.7%減の783万台となりました。また、海外生産台数は、前年比5.5%減の1,626万台となりました。

このような環境のなか、当連結会計年度の売上高は71,356百万円（前連結会計年度70,631百万円）、営業利益は9,184百万円（前連結会計年度9,620百万円）、経常利益は10,382百万円（前連結会計年度10,548百万円）、親会社株主に帰属する当期純利益は6,171百万円（前連結会計年度5,915百万円）となりました。

地域別の業績は次のとおりであります。

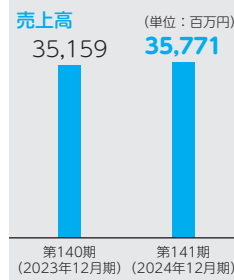
日本

売上高

35,771百万円

(前連結会計年度比1.7%増)

国内で能登半島地震や一部メーカーの出荷停止の影響を受けた一方、原材料や賃金増についての顧客への価格転嫁や日本への生産移管を含めた北米向け輸出拡大、更なる円安により、売上高は35,771百万円（前連結会計年度35,159百万円）、営業利益は3,808百万円（前連結会計年度3,452百万円）となりました。



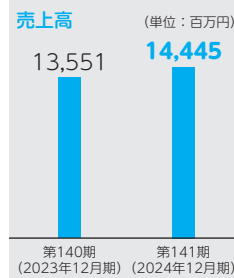
北米

売上高

14,445百万円

(前連結会計年度比6.6%増)

北米市場は、日系メーカーが得意とするHVの需要が好調に推移しており、また、昨年7月からハーレーダビッドソン用部品の納入開始もあり、売上高は14,445百万円（前連結会計年度13,551百万円）、一方、輸入関税コストの増加や一過性の品質費用の発生等により営業利益は1,104百万円（前連結会計年度1,216百万円）となりました。



中国

売上高

11,280百万円

(前連結会計年度比10.7%減)

EV化が着実に進む中、現地メーカーへの販売が増加した一方、日系メーカーの販売低迷により、売上高は11,280百万円（前連結会計年度12,636百万円）、営業利益は1,414百万円（前連結会計年度1,564百万円）となりました。



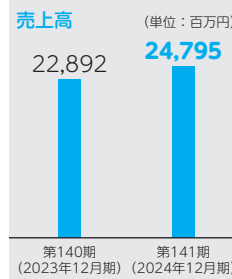
アジア

売上高

24,795百万円

(前連結会計年度比8.3%増)

半導体等部品の供給不足の緩和に加え、グループ内最適生産による北米への販売増加により、売上高は24,795百万円（前連結会計年度22,892百万円）、営業利益は3,331百万円（前連結会計年度3,461百万円）となりました。



※アジアのデータには中国は含まれておりません。

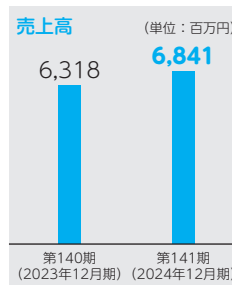
欧州

売上高

6,841百万円

(前連結会計年度比8.3%増)

補助金廃止等でEV化が見直される中、HV車販売が増加した顧客向けと2輪車用部品の販売増により、売上高は6,841百万円（前連結会計年度6,318百万円）、営業利益は40百万円（前連結会計年度は89百万円）となりました。



② 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は、4,296百万円となりました。

そのうち、主な設備投資として、日本においては、当社にてNICHIRIN WORKSHOP 891百万円（建物および構築物、機械装置及び運搬具、その他）、アジアにおいては、PT. NICHIRIN INDONESIAにて新倉庫関連533百万円（土地、建物および構築物）がありました。

③ 資金調達の状況

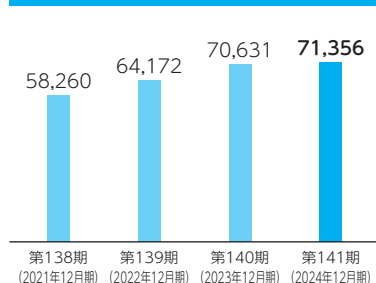
当連結会計年度において特記すべき事項はありません。

④ 重要な組織再編等の状況

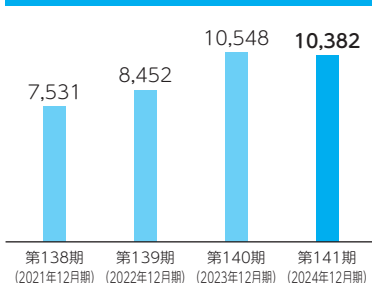
該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

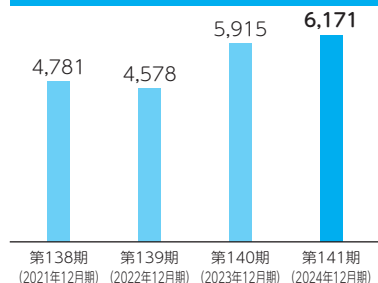
売上高 (単位：百万円)



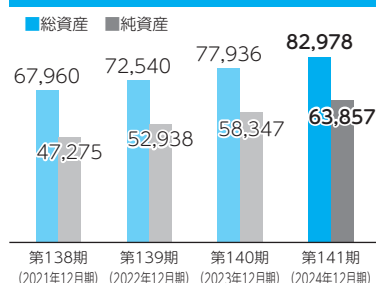
経常利益 (単位：百万円)



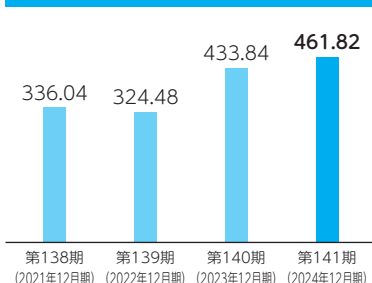
親会社株主に帰属する当期純利益 (単位：百万円)



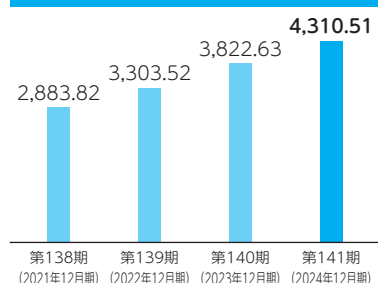
総資産/純資産 (単位：百万円)



1株当たり当期純利益 (単位：円)



1株当たり純資産額 (単位：円)



区分		第138期 (2021年12月期)	第139期 (2022年12月期)	第140期 (2023年12月期)	第141期 (当連結会計年度) (2024年12月期)
売上高	(百万円)	58,260	64,172	70,631	71,356
経常利益	(百万円)	7,531	8,452	10,548	10,382
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	4,781	4,578	5,915	6,171
1株当たり当期純利益	(円)	336.04	324.48	433.84	461.82
総資産	(百万円)	67,960	72,540	77,936	82,978
純資産	(百万円)	47,275	52,938	58,347	63,857
1株当たり純資産額	(円)	2,883.82	3,303.52	3,822.63	4,310.51

(3) 重要な子会社の状況

名称	資本金	議決権比率 (注) 1	主要な事業内容
日輪機工株式会社	84,380 千円	100.0 %	自動車用ホース類の製造・販売
株式会社ニチリン白山	254,000 千円	100.0 %	自動車用ホース類の製造・販売
ニチリン・サービス株式会社	10,000 千円	100.0 %	自動車用ホース類の製造・販売
NICHIRIN TENNESSEE INC.	8,000 千米ドル	100.0 %	自動車用ホース類の製造・販売
NICHIRIN MEXICO, S.A. DE C.V.	20,000 千メキシコペソ	100.0 % (100.0)	自動車用ホース類の製造・販売
NICHIRIN-FLEX U.S.A., INC.	7,000 千米ドル	100.0 %	自動車用ホース類の製造・販売
NICHIRIN COUPLER TEC MEXICO, S.A. DE C.V.	68,943 千メキシコペソ	100.0 % (100.0)	自動車用ホース類の製造・販売
蘇州日輪汽車部件有限公司	211,972 千中国元	80.0 %	自動車用ホース類の製造・販売
日輪橡塑工業(上海)有限公司	25,172 千中国元	100.0 %	自動車用ホース類の製造・販売
NICHIRIN VIETNAM CO., LTD.	10,923 千米ドル	92.0 % (5.3)	自動車用ホース類の製造・販売
NICHIRIN IMPERIAL AUTOPARTS INDIA PVT., LTD.	258,300 千インドルピー	60.0 %	自動車用ホース類の製造・販売
PT. NICHIRIN INDONESIA	55,579 百万インドネシアルピア	51.0 %	自動車用ホース類の製造・販売
NICHIRIN (THAILAND) CO., LTD.	33,000 千タイバーツ	40.0 %	自動車用ホース類の製造・販売 (注) 2
NICHIRIN SPAIN S.L.U.	10,000 千ユーロ	100.0 %	自動車用ホース類の製造・販売
NICHIRIN BULGARIA EOOD	392 千ブルガリアレフ	100.0 % (100.0)	自動車用ホース類の製造・販売

(注) 1. 議決権比率欄の () 内は、間接所有割合で内数であります。

2. NICHIRIN (THAILAND) CO., LTD.は、当社の持分が100分の50以下ですが、実質的に支配しているため連結子会社としております。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、コロナ禍からの着実な回復と新たな成長へ向けて、2021年を初年度とし中期経営計画（NICHIRIN New Sustainable Development Plan - with New Values and Diversity -）に取り組んでおります。中期経営計画は、引き続き「規模よりもむしろ質重視の経営」に重点を置きながら、「3つの全体戦略」に従った具体的な「重点施策」を確実に遂行し、新たな時代に向け挑戦するものです。CASEといわれる自動車の大きな技術革新が進む中、当社グループは特に地球環境への配慮と次世代電気自動車へのシフトを視野に入れ、自動車分野では製品の軽量化によるCO₂削減に取り組むとともに自動車以外の住設分野などの製品群を拡大することで、新たな価値と多様性を兼ね備えた持続可能な企業集団をめざしてまいります。



・3つの全体戦略と重点施策ならびに取組み課題

戦略Ⅰ：成長分野の強化・拡大と新たな事業の創造によるグローバルでの利益体質の強化

－NICHIRINコア技術を活かして、既存の需要を確実に取り込むとともに、新たな需要を創出する－

重点施策

- ① グローバルでの競争力アップ
- ② マーケティング活動の推進
- ③ 原価企画部門の体制強化
- ④ グローバルワンシステムによる管理強化

取組み課題

- 加速するEVシフトに対する新商品の提案、新規顧客への参入
- 異種材料の接合技術など新工法の開発
- 海外2輪・4輪メーカーの売上維持・販売拡大
- 生産請負やM&Aを活用した新規顧客への参入、新規商品等の販売拡大
- 部品加工の内製化・素材変更・工法変更による新商品の開発・内部付加価値の向上・競争力強化
- グループ最適生産体制の構築
- グループ営業戦略・グループ調達戦略の立案・遂行
- グローバルワンシステムの確立による標準化・見える化

戦略Ⅱ：グローバル人材の確保と育成

－NICHIRINグローバル戦略推進に貢献できる人材を積極的に採用するとともに、新たなグローバル事業戦略を構築できる人材を育成する－

重点施策

- ⑤ グループにおける次期リーダー人材を含む中核社員の育成
- ⑥ 海外トレーニー制度の推進
- ⑦ 親会社における外国人従業員採用拡大
- ⑧ グローバル人事制度の構築

取組み課題

- 組織の活性化と最適組織化に向けた人材育成
- グローバル人材・IT人材の確保・育成
- 海外トレーニー制度の積極的活用
外国語能力向上に向けたプログラムの提供
- 階層別教育、資格手当の拡充

戦略Ⅲ：Resilience(復元力)の強化と新しい社会への貢献

－不測の事態における復元力を強化するとともに、人・環境・社会に優しい企業へ－

重点施策

- ⑨ コーポレートガバナンスの強化
- ⑩ 事業継続マネジメント(BCM)の取組み
- ⑪ CSR、SDGsの取組み強化

取組み課題

- 資本コスト・株価を意識した経営の実現
- 説明責任と透明性のある経営に向けたコーポレート・ガバナンス(C.G.C)への継続的対応
- グループのリスク評価・管理、危機管理
- 人権教育の拡充、健康経営推進体制の強化など従業員が働きやすい職場環境の整備
- 製造工程における歩留まり向上・廃棄物削減、クリーンエネルギーの利用拡大によるSDGsへの貢献
- 環境負荷を考慮した商品開発の推進

(5) 主要な事業内容 (2024年12月31日現在)

当社グループは、自動車用ホース類の製造・販売を主要な事業としております。また、その他には、住宅関連のホース類等の製造・販売を行っております。

品目	主要製品
自動車用ホース	操舵用・制動用・空調用等の各種ホース類
その他	水道用ホース他

(6) 主要な営業所及び工場 (2024年12月31日現在)

① 当社

名称	所在地
本社	兵庫県 神戸市
姫路工場	兵庫県 姫路市
神戸営業部	兵庫県 神戸市
東京支社	東京都 港区
浜松営業所	静岡県 浜松市

(注) 本社所在地は上記のとおりであります。実際の本社業務は姫路工場で行っております。

② 子会社

名称	所在地
日輪機工株式会社	兵庫県
株式会社ニチリン白山	三重県
ニチリン・サービス株式会社	兵庫県
NICHIRIN TENNESSEE INC.	米国 テネシー州
NICHIRIN MEXICO, S.A. DE C.V.	メキシコ グアナフアト州
NICHIRIN-FLEX U.S.A., INC.	米国 テキサス州
NICHIRIN COUPLER TEC MEXICO, S.A. DE C.V.	メキシコ チワワ州
蘇州日輪汽車部件有限公司	中国 江蘇省
日輪橡塑工業（上海）有限公司	中国 上海市
NICHIRIN VIETNAM CO., LTD.	ベトナム バクザン省
NICHIRIN IMPERIAL AUTOPARTS INDIA PVT.,LTD.	インド ハリヤナ州
PT. NICHIRIN INDONESIA	インドネシア 西ジャワ州
NICHIRIN (THAILAND) CO., LTD.	タイ パトンタニ県
NICHIRIN SPAIN S.L.U.	スペイン カタルーニャ州
NICHIRIN BULGARIA EOOD	ブルガリア スタラ・ザコラ州

(7) 使用人の状況（2024年12月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
2,379名	29名減

（注）使用人数は就業人員数であります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年令	平均勤続年数
359名	12名増	42才9カ月	17年9カ月

（注）使用人数は出向者43名を含んでおりません。

(8) 主要な借入先の状況 (2024年12月31日現在)

借入先	借入金残高 (百万円)
株式会社みずほ銀行	103
株式会社三井住友銀行	57
株式会社三菱UFJ銀行	37
三井住友信託銀行株式会社	37

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 | 会社の現況

(1) 株式の状況 (2024年12月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 45,760,000株
- ② 発行済株式の総数 14,371,500株 (自己株式1,200,786株を含む)
- ③ 株主数 23,851名
- ④ 大株主 (上位10名)

株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
太陽鋳工株式会社	2,917	22.2
双日株式会社	1,144	8.7
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	533	4.0
株式会社みずほ銀行	373	2.8
日本精化株式会社	286	2.2
東京センチュリー株式会社	237	1.8
みずほ証券株式会社	195	1.5
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	158	1.2
株式会社三井住友銀行	143	1.1
大谷始子	142	1.1

- (注) 1. 当社は、自己株式を1,200,786株保有しておりますが、上記大株主からは除いております。
2. 持株比率は、発行済株式の総数 (自己株式除く) に対する持株数の割合であります。

⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

区分	株式数	交付対象者数
取締役 (社外取締役を除く)	3,900株	5名

⑥ その他株式に関する重要な事項

自己株式の取得

2024年8月22日開催の取締役会決議に基づき、以下のとおり自己株式の取得を行いました。

- | | |
|---------------|---------------------------------------|
| 1. 取得した株式の種類 | 普通株式 |
| 2. 取得した株式の総数 | 300,000株 |
| 3. 株式の取得価格の総額 | 1,030,500,000円 |
| 4. 株式の取得期間 | 2024年8月23日 |
| 5. 取得方法 | 東京証券取引所での自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）における買付 |

(2) 新株予約権等の状況

① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

③ その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役および監査役の状況 (2024年12月31日現在)

氏名	地位および担当	重要な兼職の状況
前田 龍一	代表取締役 会長執行役員	
曾我 浩之	代表取締役 社長執行役員 生産本部長	
難波 宏成	取締役 専務執行役員 管理本部長 兼 欧州地域統括	NICHIRIN SPAIN S.L.U. 取締役会議長
菊元 秀樹	取締役 常務執行役員 営業本部長	
遠藤 真一郎	取締役 執行役員 技術本部長 兼 アセアン地域統括	
矢野 進	取締役	
鈴木 一史	取締役	太陽鋳工株式会社 代表取締役社長 日本精化株式会社 社外監査役
木村 美樹	取締役	岡田春夫綜合法律事務所 弁護士 株式会社サンマルクホールディングス 社外監査役
前田 学	監査役 (常勤)	
西村 孝彦	監査役 (常勤)	
高畑 新一	監査役	鈴木薄荷株式会社 代表取締役社長 太陽鋳工株式会社 社外取締役
川村 真司	監査役	

- (注) 1. 取締役 矢野 進氏、鈴木一史氏および木村美樹氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役 高畑新一氏および川村真司氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 当事業年度中の役員の異動は次のとおりであります。
- 2024年3月27日開催の第140期定時株主総会における異動
- 就任 取締役 遠藤真一郎氏
- 就任 監査役 西村孝彦氏
- 就任 監査役 川村真司氏
- 辞任 取締役 谷口利員氏
- 退任 監査役 手塚俊雄氏
- 退任 監査役 上田清和氏
4. 取締役 矢野 進氏、取締役 鈴木一史氏、取締役 木村美樹氏、監査役 高畑新一氏、監査役 川村真司氏につきましては、株式会社

東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

5. 監査役 高畑新一氏は、企業の財務、経理部門で実務を経験しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 法令または定款に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役として村角伸一氏を選任しております。
7. 当社は、取締役会の監督機能強化を図るとともに、当社を取り巻く経営環境の変化やグローバル競争の激化に対応するため、業務執行に係る責任と役割を明確にして、意思決定、業務執行の迅速化を図ることを目的として執行役員制度を導入しております。執行役員の構成（取締役を兼務する執行役員は除く）は次のとおりです。

(2024年12月31日現在)

氏名	地位	担当および重要な兼職の状況
前田 高男	上席執行役員	生産技術部担当
岩見 文博	上席執行役員	NICHIRIN-FLEX U.S.A., INC. CEO 兼 NICHIRIN COUPLER TEC MEXICO, S.A. DE C.V. COO 兼 北南米地域統括
山本 和生	上席執行役員	経営企画部担当 兼 サステナビリティ推進室担当
竹島 淳司	執行役員	ニチリン・サービス株式会社 代表取締役社長 兼 国内子会社統括
中安 秀樹	執行役員	購買部担当
荒木 誠之	執行役員	品質保証部担当
石田 英男	執行役員	原価企画部長 兼 事業戦略室長
藤原 秀保	執行役員	製造部担当（姫路工場長） 兼 中国地域統括

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、定款に取締役（業務執行取締役等を除く）および監査役の責任限定契約に関する規定を設けております。当該規定に基づき社外取締役 矢野 進氏、社外取締役 鈴木一史氏、社外取締役 木村美樹氏、監査役 前田 学氏、監査役 西村孝彦氏、社外監査役 高畑新一氏、社外監査役 川村真司氏と責任限定契約を締結しております。なお、当該契約の内容は、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき、善意でありかつ重大な過失がなかったときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額をその責任の限度としております。

③ 役員等賠償責任保険契約の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する下記の役員等賠償責任保険（D＆O保険）契約を保険会社と締結しております。

1. 保険内容：役員が会社の役員として業務につき行った行為（不作為を含む）に起因して保険期間中に損害賠償請求がなされたことにより被る損害（法律上の損害賠償金、訴訟費用）をてん補する。ただし、会社への訴訟、違法行為に関しててん補されない。
2. 被保険者：当社および子会社の取締役、監査役、執行役員ならびに左記に準じる従業員
3. 保険料負担：全額会社負担

④ 取締役の報酬等

1. 取締役（社外取締役を除く）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社の取締役（社外取締役を除く）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針は代表取締役および人事総務部担当役員で検討した内容を取締役会に報告し、聴取した意見を反映した方針を取締役会で決議しております。その概要は以下のとおりです。

当社の取締役の報酬は、年俸および株式報酬で構成しております。

- 1) 年俸は、代表権の有無および委嘱された執行役員の役位（以下役位という。）ならびに前期の連結業績および今期の連結業績予想等（連結業績は、特に親会社株主に帰属する当期純利益[以下連結純利益という。]を重視しております。）を総合的に勘案してその額を決定し、12分割して毎月均等に支払うこととしておりますが、各個人ごとの業績達成目標は設定しておりません。

各取締役の年俸は役位ごとに下限と上限を定めており、いずれの役位も下限を100とした場合、上限は約180としており、年度毎にこの範囲内で変動いたします。役位間の差としては、代表取締役社長を100とした場合、その他の役位は約50～90の間で決定いたします。

- 2) 株式報酬は、取締役の報酬と株式価値との連動性をより一層強めることにより、取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。

各取締役の株式報酬は、役位ごとに下限と上限を定めており、下限を100とした場合、上限は約300としており、年度毎にこの範囲内で変動いたします。役位間の差としては、代表取締役社長を100とした場合、その他の役位は約40～90の間で決定いたします。

また、取締役報酬総額に占める年俸と株式報酬の割合は役位等により多少異なりますが、最大で9：1（株式報酬を支給しない場合は、年俸のみ）であります。

なお、当事業年度に係る取締役（社外取締役を除く）の個人別の報酬等の内容について、取締役会において、決定方針および方針に基づき規定された報酬内規と整合性等について検討を行い、決定方針に沿っていることを確認しております。

2. 取締役（社外取締役）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社の社外取締役の報酬は、業務に応じた額を固定報酬として支給します。

なお、社外取締役の個人別の報酬等の内容については、取締役会において、定期的に第三者機関による取締役の報酬に関する調査データ等を参考に検討、見直しを行っております。

3. 取締役（社外取締役を除く）の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

取締役の年俸および株式報酬の額は、内規に基づき人事総務部担当役員が各取締役の個別報酬原案を作成し、年俸（4月～3月分）については、原則として毎年3月開催の取締役会、株式報酬については、毎年4月開催の取締役会において、その額を決定いたします。本取締役会決議が最終決定であり、あらためて第三者に額・種類等の決定を一任することはしておりません。

⑤ 取締役および監査役の報酬等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 役員数(名)
		年俸	株式報酬	固定報酬	
取締役(社外取締役を除く)	241	225	15	－	6
監査役(社外監査役を除く)	31	－	－	31	3
社外取締役	18	－	－	18	3
社外監査役	9	－	－	9	3
合計	301	225	15	60	15

(注) 1. 取締役の報酬は、2019年3月27日開催の第135期定時株主総会において、年俸制に改め、その報酬総額を年額3億円以内として承認されております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、7名（うち、社外取締役は2名）です。なお、社外取締役および業務を執行しない取締役については、従来通り固定報酬（本固定報酬は年俸の総額枠内に含まれます）としています。

また、上記の報酬枠とは別枠として、2019年3月27日開催の第135期定時株主総会において、譲渡制限付株式の割当てのための金銭報酬総額を年額5,000万円以内、対象取締役に対して発行または処分される普通株式の総数を年50,000株以内として承認されております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、7名（うち、社外取締役は2名）です。

2. 監査役の報酬限度額は、1998年3月27日開催の第114期定時株主総会において月額4百万円以内と定めております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、4名です。

⑥ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

役職氏名	他の法人等の重要な兼職の状況
取締役 矢野 進	
取締役 鈴木一史	太陽鋳工株式会社 代表取締役社長
取締役 木村美樹	岡田春夫総合法律事務所 弁護士
監査役 高畑新一	鈴木薄荷株式会社 代表取締役社長
監査役 川村真司	

- 1) 太陽鋳工株式会社は、当社のその他の関係会社（持株比率 22.2％）であり、筆頭株主であります。当社は、太陽鋳工株式会社との間に取引関係はありません。
- 2) 当社は、岡田春夫総合法律事務所と顧問契約を締結しております。
- 3) 当社は、鈴木薄荷株式会社との間に取引関係はありません。
- 4) 取締役 鈴木一史氏は、日本精化株式会社の社外監査役を兼任しております。当社は、日本精化株式会社との間に取引関係はありません。
- 5) 取締役 木村美樹氏は、株式会社サンマルクホールディングスの社外監査役を兼任しております。当社は、株式会社サンマルクホールディングスとの間に取引関係はありません。
- 6) 監査役 高畑新一氏は、太陽鋳工株式会社の社外取締役を兼任しております。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	矢野 進	当事業年度に14回開催された取締役会に全て出席しており、議案審議等において必要に応じて適宜発言を行っております。
取締役	鈴木一史	当事業年度に14回開催された取締役会に13回出席しており、議案審議等において必要に応じて適宜発言を行っております。
取締役	木村美樹	当事業年度に14回開催された取締役会に全て出席しており、議案審議等において必要に応じて適宜発言を行っております。
監査役	高畑新一	当事業年度に14回開催された取締役会に全て出席し、また13回開催された監査役会に全て出席し、他の会社の役員としての経験を活かし、適宜発言を行っております。
監査役	川村真司	2024年3月27日就任以降に12回開催された取締役会に全て出席し、また11回開催された監査役会に全て出席し、他の会社の役員であった経験を活かし、適宜発言を行っております。

ハ. 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

区分	氏名	主な活動状況
取締役	矢野 進	上場企業の経営者として得た豊富な経験と幅広い知識を有しており、当社の経営全般について助言をいただけることで、当社の持続的な企業価値向上に資すること、また、独立した立場から取締役および執行役員の監督を適時、適切に行っていただくことを期待し、社外取締役に選任しております。 取締役会においては、経験と知識を活かし、当社の経営全般に大所高所からガバナンス、リスクマネジメント、取締役の選任等に関する意見等を述べるとともに、決議事項全般についての助言・提言を行うほか、報告事項に関する質問や意見を適宜行っております。 また、任意に設置した指名報酬委員会（9回）に全て出席し、主に役員報酬改定、役員人事について議論を行いました。
取締役	鈴木一史	合金鉄の製造販売を行う企業の経営者として豊富な経験と幅広い知識を有しており、当社の経営全般について助言をいただけることで、当社の持続的な企業価値向上に資すること、また、独立した立場から取締役および執行役員の監督を適時、適切に行っていただくことを期待し、社外取締役に選任しております。 取締役会においては、経験と知識を活かし、当社の経営全般に有益かつ幅広い、また、当社グループの持続的成長に向けた意見等を述べるとともに、決議事項全般についての助言・提言を行うほか、報告事項に関する質問や意見を適宜行っております。
取締役	木村美樹	弁護士としての高い専門的知識を活かして、2021年3月までは当社社外監査役として監査業務を行ってまいりました。社外取締役または社外監査役への就任を除き、会社経営への関与はありませんが、海外法務に精通していることから、グローバルに展開する当社グループの法的リスクやガバナンス体制等の強化に向けた助言をいただくこと、また、これまでの発想とは異なる視点からの多様な議論を期待し、社外取締役に選任しております。 取締役会においては、当社社外監査役としての経験も活かしながら、グループコンプライアンス、法務を中心にリスク管理の強化に関する意見等を述べるとともに、決議事項全般についての助言・提言を行うほか、報告事項に関する質問や意見を適宜行っております。 また、任意に設置した指名報酬委員会（9回）に全て出席し、主に役員報酬改定、役員人事について議論を行いました。

(4) 会計監査人の状況

① 名称

有限責任監査法人トーマツ

② 報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	49百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	49百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、かつ、実質的にも区分ができないため、上記の金額はこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などについて検証を行った結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等について同意をいたしました。
3. 当社の連結子会社15社のうち、国内連結子会社3社を除く在外子会社12社は、当社の会計監査人以外の公認会計士（又は監査法人）の監査を受けております。

③ 非監査業務の内容

当社は、当社の会計監査人である有限責任監査法人トーマツに対して、社内研修に係る助言業務に基づく報酬を支払っております。また、当社は、当社の会計監査人と同一のネットワークに属しているデロイトトーマツ税理士法人に対して、税務コンサルティング業務に基づく報酬を支払っております。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

3 | 会社の支配に関する基本方針 |

当社では、会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針につきましては、特に定めておりません。

4 | 剰余金の配当等の決定に関する方針 |

当社は、将来にわたる株主利益の確保と必要な内部留保を行い、業績も勘案しながら安定した配当を継続して実施することを基本方針としております。

なお、株主還元を重要な経営施策の一つとして認識し、配当については、DOE2.5%を下限とし、連結配当性向を2024年度で目標38%に、2025年度以降で目標40%に設定しております。

また、内部留保の水準等を勘案して、2024年～2025年の2年間で総額10億円程度の自己株式の取得枠を設定することとし、総還元性向の向上にも努めてまいります。

当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本としており、これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

内部留保につきましては、大規模災害やリコール等の事業リスクへの備え、サステナビリティ経営の推進によるグローバル競争力の確保と事業領域の拡大を図るため、製品開発、研究開発、設備投資、M&A、人的資本投資等に活用してまいります。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2024年12月31日現在)

科目	金額
(資産の部)	
流動資産	51,151
現金及び預金	21,188
受取手形	710
電子記録債権	2,225
売掛金	10,332
棚卸資産	14,310
デリバティブ債権	0
その他	2,388
貸倒引当金	△4
固定資産	31,826
有形固定資産	26,504
建物及び構築物	9,699
機械装置及び運搬具	8,552
土地	3,827
建設仮勘定	1,218
その他	3,206
無形固定資産	296
その他	296
投資その他の資産	5,026
投資有価証券	3,923
繰延税金資産	647
その他	454
資産合計	82,978

(単位：百万円)

科目	金額
(負債の部)	
流動負債	13,507
買掛金	5,998
電子記録債務	2,836
1年内返済予定の長期借入金	231
1年内返済予定のリース債務	319
未払法人税等	1,074
賞与引当金	309
デリバティブ債務	14
その他	2,723
固定負債	5,613
長期借入金	60
リース債務	907
再評価に係る繰延税金負債	610
繰延税金負債	324
退職給付に係る負債	3,274
役員退職慰労引当金	1
その他	435
負債合計	19,120
(純資産の部)	
株主資本	46,423
資本金	2,158
資本剰余金	2,023
利益剰余金	45,135
自己株式	△2,892
その他の包括利益累計額	10,349
その他有価証券評価差額金	918
土地再評価差額金	1,385
為替換算調整勘定	7,923
退職給付に係る調整累計額	121
非支配株主持分	7,085
純資産合計	63,857
負債純資産合計	82,978

連結損益計算書 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		71,356
売上原価		53,695
売上総利益		17,661
販売費及び一般管理費		8,477
営業利益		9,184
営業外収益		
受取利息	295	
受取配当金	70	
受取賃貸料	13	
為替差益	683	
その他	276	1,338
営業外費用		
支払利息	73	
災害による損失	20	
その他	46	139
経常利益		10,382
特別利益		
固定資産売却益	5	
投資有価証券売却益	147	
在外子会社清算に伴う為替換算調整勘定取崩益	444	597
特別損失		
固定資産売却損	2	
固定資産除却損	91	
固定資産減損損失	143	237
税金等調整前当期純利益		10,743
法人税、住民税及び事業税	3,263	
法人税等調整額	△19	3,243
当期純利益		7,499
非支配株主に帰属する当期純利益		1,328
親会社株主に帰属する当期純利益		6,171

計算書類

貸借対照表 (2024年12月31日現在)

科目	金額
(資産の部)	
流動資産	21,007
現金及び預金	4,680
受取手形	43
電子記録債権	2,225
売掛金	7,479
棚卸資産	2,329
前払費用	157
未収入金	2,010
未収消費税等	829
その他	1,262
貸倒引当金	△9
固定資産	28,006
有形固定資産	9,510
建物	3,106
構築物	106
機械及び装置	2,707
車両運搬具	9
工具、器具及び備品	345
土地	2,694
建設仮勘定	541
無形固定資産	176
ソフトウェア	172
電話加入権	4
投資その他の資産	18,318
投資有価証券	3,923
関係会社株式	6,744
出資金	0
関係会社出資金	4,245
関係会社長期貸付金	2,442
従業員貸付金	4
差入保証金	55
長期前払費用	89
繰延税金資産	647
その他	165
資産合計	49,014

(単位：百万円)

科目	金額
(負債の部)	
流動負債	7,903
電子記録債務	2,836
買掛金	2,737
1年内返済予定の長期借入金	231
未払金	633
未払法人税等	771
未払事業所税	38
未払費用	25
預り金	185
前受金	70
賞与引当金	85
設備関係電子記録債務	104
設備関係未払金	156
デリバティブ債務	13
返金負債	13
固定負債	3,619
長期借入金	60
再評価に係る繰延税金負債	610
退職給付引当金	2,919
長期未払金	29
負債合計	11,523
(純資産の部)	
株主資本	35,187
資本金	2,158
資本剰余金	2,110
資本準備金	2,083
その他資本剰余金	27
利益剰余金	33,811
利益準備金	89
その他利益剰余金	33,721
製品保証準備金	3,000
別途積立金	22,827
繰越利益剰余金	7,894
自己株式	△2,892
評価・換算差額等	2,304
その他有価証券評価差額金	918
土地再評価差額金	1,385
純資産合計	37,491
負債純資産合計	49,014

損益計算書 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		35,718
売上原価		27,385
売上総利益		8,332
販売費及び一般管理費		4,581
営業利益		3,751
営業外収益		
受取利息	133	
受取配当金	2,732	
受取賃貸料	17	
為替差益	737	
その他	16	3,637
営業外費用		
支払利息	2	
その他	9	11
経常利益		7,377
特別利益		
固定資産売却益	0	
投資有価証券売却益	147	147
特別損失		
固定資産売却損	0	
固定資産除却損	60	
固定資産減損損失	143	
関係会社清算損	50	254
税引前当期純利益		7,270
法人税、住民税及び事業税	1,661	
法人税等調整額	△8	1,653
当期純利益		5,616

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年2月13日

株式会社ニチリン
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
神戸事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 岡本 健一郎
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 濱 中 愛

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ニチリンの2024年1月1日から2024年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ニチリン及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示するこ

とにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年2月13日

株式会社ニチリン
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
神戸事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	岡 本 健 一 郎
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	濱 中 愛

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ニチリンの2024年1月1日から2024年12月31日までの第141期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示すること

にある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年1月1日から2024年12月31日までの第141期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所に関して業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）並びに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年2月13日

株式会社ニチリン監査役会

常勤監査役 前田 学 ㊞

常勤監査役 西村孝彦 ㊞

社外監査役 高畑新一 ㊞

社外監査役 川村真司 ㊞

株主総会会場ご案内図

- 会場：ホテル日航姫路 3階 光琳の間
- 住所：兵庫県姫路市南駅前町100番
- 電話：079-222-2231
- 交通：J R（山陽新幹線・在来線）姫路駅南口すぐ
※駐車場（有料）は収容台数に限りがございますので、公共交通機関をご利用いただきますようお願い申し上げます。

NAVITIME

出発地から株主総会会場まで
スマートフォンがご案内します。
右図を読み取りください。

